

令和5年度 第1回健康づくり推進協議会

議 事 要 旨

開催日時：令和5年8月25日(金)午後1時30分～午後2時40分

開催場所：笛吹市役所 市民窓口館1階 102会議室

出席者：戸田委員、桜井委員、風間委員、坂野委員、古屋(真)委員
竹内委員、山本委員、若杉委員(代理出席)、石原(ま)委員
森委員、中村委員、一木委員、石原(清)委員、星合委員
桑原委員、望月委員

欠席者：秋山委員、早川委員、内藤委員、古屋(速)委員

傍聴人：なし

事務局：西海保健福祉部長

坂本健康づくり課長

健康づくり課 健康企画担当3名、成人保健担当3名

長寿支援課 長寿支援担当1名

子育て支援課 母子保健担当1名

【進行：坂本健康づくり課長】

1 開会

2 部長挨拶

3 委嘱状交付・委員紹介

委員を代表して戸田委員に交付

委員、事務局職員自己紹介

会長・副会長の選任

設置要綱の第5条により会長副会長を置くこととなっており、互選によることとされているため委員に相談。

事務局一任との声により事務局案として、会長に戸田委員、副会長に星合委員を提案し、拍手をもって承認される。

4 会長あいさつ

5 協議 【議長：戸田会長】

(1) 第2次健康増進計画の取組みについて

ア 第2次健康増進計画の位置づけと推進体制(健康企画担当)

- イ 健康増進計画についての取組み（成人保健担当）
 - ウ 母子保健計画についての取組み（子育て支援課 母子保健担当）
- 資料2中「切れ目のない子育て支援の充実」「次世代の育成」の具体的な取り組みに【妊産婦のメンタルヘルスケアの実施】を追加との説明あり
- エ 食育推進計画についての取組み（成人保健担当）

各担当より資料に基づき説明後、委員からの質疑応答を行った。

【質問意見等】

- 議長 学校の取組みはいかがか。
- 委員 肥満状況や朝食調べ等についてはデータについては学校から提供している。特に朝食について小学校では、学校ごとに期間を決めて生活習慣リズムを付けるための取組みを行っている。
- 議長 質問や意見、感想をお願いします。
- 委員 介護保険の新規認定者数について減少していることは良いことだと思うが、高齢者は認定調査の時に普段できなくてもできると言う傾向があると聞くことがあった。減少にこだわらず適正な認定を行ってほしい。
- 事務局 また、最近では認定までにとっても時間がかかりサービスを受けるのに支障をきたしている人もいると聞いている。
- 事務局 わかる範囲でお答えします。介護保険課によると、コロナ禍の影響により区分変更が増え介護認定に時間がかかっていることは聞いている。介護保健の認定や、サービスについて認定審査担当に相談が来ていると聞いている。給付適正担当にも保健師が配属されており、サービスの適正な供給状況などについて情報共有は行っている。今いただいた意見は担当課に報告する。
- 委員 認定調査に立ち会えるのはどんな人か、家族の他にケアマネはいかがか。
- 事務局 介護保険課に確認する。
- 議長 介護審査委員をしているので状況を説明する。審査会は現在、コロナ明けで以前に比べ3割増しで仕事をしている。
- 調査については、審査員としては人前では頑張ってしまうという高齢者の特性も理解しており、主治医の意見書の特記事項を重視している。主治医としては、通所のデイサービスの方や家族の方からの情報を集めて記載している。家族は主治医とのコミュニケーションを図り本当の姿を伝えていただくと乖離が少なくなると考える。
- 議長 そのほかに何かありますか
- 委員 資料6の乳幼児健診について、4か月健診を来年度から市で再開すると

のことで大変安堵している。今まで病院に行って受けなければならなかったことと、4か月健診では、健診だけではなく母親同士のコミュニティーの広がりには大きな影響があったので良かった。

事務局

健診について、コロナ前は笛吹市ではとても手厚く国の定める年齢以外でも行っていた。今は5歳児健診は行っているのか。以前は発達の部分について一人一人をととても長い時間かけて見て下さりとても良かった。今は5歳児健診は行っておらず、5歳の健康相談、2歳の健康相談として行っている。来年度は4か月健診、再来年度は少しづつ再開できるよう計画している。

委員

5歳児健診・2歳児健診、2歳や5歳の時に保健師と繋がっていることがとても大事で、3歳のその次のタイミングは就学時の健診となってしまふ。小学校に入るにあたっての健診なので保育園児幼稚園児の成長の具合を見るというよりも、小学校に入るにあたっての健診になってしまう。そこから障害や発達支援が見つかったとしても次に、小学校に何かを用意してもらったり支援が必要な場合もある。5歳若しくは2歳のタイミングで繋がってられないと正しい判断をしてもらえないことが多い。

幸い笛吹市の場合は保健師さんと心理士さんの巡回で年に1回保育園に来ていただいているが、そこで拾い出せた子はいいが、保育園にいる時の様子と家にいる時の様子に違いがあることが多いのでそれはそれで必要なことと思う。どのくらいの子が法定健診、任意健診を利用しているのかのデータが欲しい。特に5歳になるといいも悪いも子供自身の成長がはっきりしてくるので、特に5歳児健診は早めに復活してもらいたい。

議長

貴重な意見をいただいた。

委員

5歳児健診については学校としても是非取り組んでほしい。

「ふえふき笑顔ヘルスプラン（第2次笛吹市健康増進計画）」の97ページで高校生に対してテレビやスマホ・携帯の利用時間についてのアンケートがある。一方小中学生については87ページにあるが父兄へのアンケートとなっている。平成29年のこの計画を作った時に比べてスマホや携帯の使用については低年齢化している。担任からも子供たちは長時間動画やユーチューブを見るなどスマホの使用時間が長くなっていると聞いている。次回第3次を作る時にはこの辺の数字が変わってくることを視野に入れて第3次に向けて早めに市としても資料集めなどをお願いしたい

委員

資料6、乳幼児健診未受診率の、4か月健診の令和5年の取り組みについて「母の不安感について聞き取りが行われず後日の聞き取りも困難」とあるが、この困難をどう解決するかが課題となる。多分担当の職員は相当つらい思いをしながらうち当たったと思うのでここの標記は少し修

正したほうがいい。

定期健診を受けた中で、「この地域で子育てをしたいと思う親の割合」の部分について「具体的な理由は聞いていない」とあるが、定期健診だけが問題ではなくいろいろな理由があると思う。理由を聞き、これをどう解決するとなった時にはこの所管だけでは解決できない問題が相当出てくると思う。ここで理由を聞きとったらその対策としては笛吹市全体の中で整理していかないとならない。ここがよくなると人口増加につながっていくので是非全体を巻き込む仕掛けをしてほしい。

議長 協議はこれで終了します。

(2) その他

司会 何か皆さんからその他としてあるか。

委員 5月にコロナが5類に移行しました。小中学校もそうだと思うが、感染した子についての感染証明を医師会で出さないと判断したと聞いている。小学校とかのガイドラインにも出さなくてもよいとは書かれているが、インフルエンザは証明ができないと登校登園ができないことになっている。

委員 そこは学校長の判断になる。学校保健法の管轄であり、インフルエンザは学校保健法の2種に入っている。コロナは学校保健法に入っていない。併せて文部科学省から5類にした時点で個人情報保護法の情報に値することで守秘義務のある私たち医師は診断書という名前で出すことはできるが、それ以外にその子を診断した情報を公的に出すことはできない。国の方で新しくコロナに対してどのように保育園や幼稚園で扱うかについて法整備しないと病名を記載して印をつけて園に提供することは法的に担保されてない状況のため、いろいろと協議したうえで出さないという判断となった。

委員 厚労省より出された感染症ガイドラインにないために公表してはいけないということを理解した。

委員 個人情報保護法が優先される。

事務局 自殺対策についての取り組みの説明と啓蒙についての依頼

委員 生活習慣病重症化予防事業など、山梨県高齢者広域連合と笛吹市の事業についての関係を教えてほしい。

事務局 広域連合としての単独事業もあるが、市は広域連合から委託を受けて事業を行っている。

司会 本日は十分時間をかけて協議をすることができなかつたため、年度内にもう1回皆さんのお話を伺うため協議会を行いたいと思っている。次回は協議時間がしっかりとれるよう調整する。今後、健康づくり課や長寿支援課や子育て支援課より健康づくりの推進や活動の改善のために皆様の個々の団体等に直接連絡を取って連携を図らせていただきたいのでよ

ろしく願います。

委員 今日時間がなかったのは議長の都合によるものなのか。副会長が議長の代行をすることはできないのか。

司会 場合によっては想定はしていたが代わらずに進め、申し訳なかった。

6 閉会 14 : 40

